

公共建築工事積算基準類の改定～労務費等の見える化へ～

「よくある質問・回答」集

令和7年12月18日作成

令和8年3月11日更新

【略語・引用元】

市場単価	元請業者と下請の専門工事業者間の取引についての調査結果に基づく材工一式の単価。公共建築工事標準単価積算基準において定められている。
単位施工単価	公共建築工事標準単価積算基準の令和7年12月改定時に新たに導入された労務費等の内訳を把握できるようにした単価
入札契約適正化法	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
物価資料	(一財) 経済調査会が発行している「積算資料」、「建築施工単価」、及び (一財) 建設物価調査会が発行している「建設物価」、「建築コスト情報」
労務費の基準値	「労務費に関する基準」により導き出された適正な労務費の具体的な数値。 職種分野別、都道府県別に、標準的な作業内容・施工条件等を前提として、単位施工量当たり労務費の形で示される。 標準労務費とも呼ばれる。 https://roumuhi.mlit.go.jp/
RIBC	(一財) 建築コスト管理システム研究所（コスト研）が提供している営繕積算システム

【単位施工単価関連】

Q1 労務費の基準値と単位施工単価は、それぞれどのような目的で導入されたのでしょうか。同じ歩掛りを用いていますが、何が異なるのでしょうか。

- 労務費の基準値は、公共工事・民間工事を問わず、契約当事者間での価格交渉時に参照できる「建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費」（＝適正な労務費）の相場観として作成されたものです。
- 単位施工単価は、公共建築工事の積算において使用されるものであり、これまで「材工一式」であった市場単価について、労務費の見える化を図るため導入されたものです。
- 労務費の基準値は原則として公共工事設計労務単価と国土交通省の積算基準で用いられている歩掛りを活用して算定されており、歩掛りのうち労務部分については、同じ規格・仕様の場合、労務費の基準値と単位施工単価は同じものとなっております。

- このことにより、国土交通省の積算基準を用いて、予定価格を算出することで、公共工事設計労務単価水準の労務費（賃金の原資）が確保されていることが、発注者にとって明確になります。

Q 2 市場単価について、公共建築工事標準単価積算基準 総則 2 単価及び価格の算定の記述が変更されておりますが、改定により何か変更があったのでしょうか？

- 単位施工単価を追記するに当たり、表現の適正化を図ったものであり、従前と算定方法の変更はありません。

Q 3 公共建築工事標準単価積算基準には、「ベース単価は、工事場所の材料単価、労務単価を用いて算定することを基本とする。シフト単価は物価資料の掲載価格等によることを基本とする」と記載されていますが、物価資料にはベース単価についても価格が掲載されています。
物価資料に掲載されたベース単価の価格を使用してはいけないのでしょうか。

- 物価資料には、従前の市場単価と同様に、代表する都市のベース単価について掲載される予定と（一財）経済調査会、（一財）建設物価調査会より聞いております。
- 代表する都市以外のベース単価については、工事場所の公共工事設計労務単価を使用することで、より実態に即した価格が算出されます。
- そのため、公共建築工事標準単価積算基準においては、工事場所の労務単価を用いてベース単価を算定することを基本とするとしております。
- 物価資料に掲載されたベース単価の価格は、各発注者の判断によりご使用ください。

Q 4 市場単価より単位施工単価に移行した規格・仕様については、市場単価の物価資料の掲載はなくなっておりますが、継続して掲載していただけないでしょうか。

- 単位施工単価が設定された規格・仕様については、公共建築工事標準単価積算基準から市場単価の規定がなくなりました。

- 物価資料についても、単位施工単価を掲載し、市場単価の掲載は取りやめていると（一財）経済調査会、（一財）建設物価調査会から聞いています。

Q 5 営繕積算システムも、単位施工単価への対応はなされているのでしょうか。

- 営繕積算システム RIBC については、コスト研より令和 7 年 12 月 18 日に対応版がリリースされております。

Q 6 単位施工単価に移行したものの以外の市場単価についても、単位施工単価への移行予定はあるのでしょうか。

- 他の市場単価の工種についても、順次、業界団体と協議の上、単位施工単価移行のための歩掛調査を行っています。
- 調査・検討が進んだ工種については、単位施工単価への基準化を進めてまいります。

Q 7 市場単価より単位施工単価に移行した工種について、スライド条項を適用する際には、どのように変動後の価格を算定するのでしょうか。

- 国土交通省の官庁営繕においては、「単位施工単価が規定された場合におけるスライド条項の運用について」の改定について（令和 8 年 3 月 11 日付け、国営積第 17 号）のとおり、移行した単位施工単価を用いて変動後の価格を算定することとしております。

<https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001972303.pdf>

【公共建築工事内訳書標準書式関連】

Q 8 公共建築工事内訳書標準書式は、何を定めたもののでしょうか？

また、入札時積算数量書活用方式など、発注者から入札予定者に積算数量書を公開・提示する際の留意点を教えてください。

- 公共建築工事内訳書標準書式は、公共建築工事の工事費の適正な積算に資することを目的として、発注者が設定する予定価格のもととなる工事費の積算における、工事費内訳書の標準書式を定めたものです。

国の統一基準として、各府省庁の営繕工事発注の際に使用されています。

- なお、公共建築工事内訳書標準書式は、建設業者が提出する工事費内訳書や請負代金内訳書について、定めたものではありません。

建設業者が公共工事の入札に係る申し込みにおいては、改正入札契約適正化法第12条により入札金額の内訳として、材料費、労務費及び法定福利費等を記載した書類を提出しなければならないことに留意してください。

建設業者が提出する書式については、工事の発注機関におたずねください。

国土交通省においては、これらの提出において「工事費内訳書の提出について」（令和7年11月27日付け、国官会第14548号、国官技第300号、国営計第119号、国北予第13号）、「請負代金内訳書の提出について」（国官会第14554号、国官技第299号、国営計第120号、国北予第14号）のとおりとしております。

https://www.mlit.go.jp/page/kanbo06_hy_000015.html

【参考】

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）

（入札金額の内訳の提出）

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳（材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。）を記載した書類を提出しなければならない。

- また、発注者から入札予定者に積算数量書を公開・提示する際には、入札者が材料費、労務費及び法定福利費等の内訳を未記入のまま工事費内訳書を提出することにより、入札が無効となることを避けるために、国土交通省の官庁営繕では、数量公開する「工事費内訳」に次の例のとおり、材料費、労務費及び法定福利費等の項目を追記しております。

例

工事内訳

1

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直 接 工 事 費	1	式		
うち材料費	1	式		
うち労務費	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		※共通仮設費 明細 参照
現場管理費	1	式		※現場管理費 明細 参照
うち建退共制度の掛金	1	式		
工事原価のうち現場労働者の法定 福利費の事業主負担額	1	式		
工事原価のうち安全衛生経費	1	式		
一般管理費等	1	式		※一般管理費等 明細 参照
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

Q9 公共建築工事内訳書標準書式に労務費等の内訳を明示することとなっているのはなぜでしょうか？

- 入札契約適正化法第 13 条により、各省各庁の長等は、入札参加者の提出した材料費、労務費及び法定福利費等が記載された内訳書の内容を確認しなければならぬ

らないこととされています。

- 「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」（不動産・建設経済局作成）1－2頁においては、「官積算上の労務費と入札参加者が見積もった入札金額の内訳として記載される労務費との比較を行い、必要とされる労務費が確保されるよう確認することが望ましい。」とあります。発注機関によっては、このような確認を行うことが想定されるため、その必要な環境を整えることを目的として、公共建築工事内訳書標準書式を改定したものです。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00026.html

- なお、同ガイドラインでは、「一方で、市場単価方式や標準単価方式等を用いる場合、材料費や労務費等を分離して算出することは多大な労力を必要とする。また工事費を算出する上で用いる積算システムにおいても、全工事費のうち労務費だけの総額を正確に示すことは、現状困難である。また、入札参加者から提出される入札金額の内訳として記載される労務費の対象工種と、官積算によって示される労務費の対象工種が必ずしも一致しないことが想定され、労務費を指標として比較を行うことは容易ではない」ことから運用上、直接工事費を指標として調査を行うことを基本とされております。

【参考】

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）

（各省各庁の長等の責務）

第十三条 各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

Q10 公共建築工事内訳書標準書式では、区分が困難なものについては、材料費又は労務費以外の項目として1式の金額を記載することができることとなっていますが、その分け方を教えてください。

- 「公共建築工事内訳書標準書式の材料費、労務費等の金額の算定例」

<https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001971961.pdf>

に算定例を示しておりますので、ご参考にしてください。

- なお、RIBCにおいては、令和7年12月18日にリリースされた対応版においては、この算定例のとおり区分して材料費、労務費等の金額が算出されるようになっており、コスト研より聞いております。

Q11 材料費、労務費等の内訳を示した書式（公共建築工事標準書式 96 頁）は、予定価格書のなかに含めなければならないのでしょうか。

- 公共建築工事内訳書標準書式は、発注者が設定する予定価格のもととなる工事費の積算における、工事費内訳書の標準書式を定めたものです。予定価格書における取り扱いは各発注機関においてご判断ください。

【公共建築工事見積標準書式関連】

Q12 公共建築工事見積標準書式は、何を定めたのでしょうか？

- 公共建築工事見積標準書式は、公共建築工事の工事費の積算に際し参考とする製品及び専門工事価格について、製造業者や専門工事業者から適正な見積価格を得ることを目的として、見積取得における標準書式を定めたものです。
国の統一基準として、各府省庁において使用されています。
- なお、公共建築工事見積標準書式は、製造業者や専門工事業者が元請業者に提出する見積書の書式を定めたものではありません。
専門工事者向け見積書「様式例」は、こちらに掲載されています。
<https://roumuhi.mlit.go.jp/labor-cost-standard/about/g-men>

Q13 見積標準書式には、「材料費、労務費及び安全衛生経費については、可能であれば記載をお願いします。」とありますが、記載をしなかった場合にペナルティはあるのでしょうか。

- ペナルティはございません。